

2. 支払期日の起算日

<基本的な考え方>

(1) 下請法の考え方

下請法では、「下請代金の支払遅延」が親事業者の禁止行為の1つとされている。親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内の支払期日までに下請代金を支払わないことが禁止されている（同法第4条第1項第2号）。

放送番組のような情報成果物作成委託の場合の「受領日」については、運用基準において以下のような考え方が示されている³¹。

第4 親事業者の禁止行為

2 支払遅延

(3) また、情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業についての指示等を行うために、情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことがある。親事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうかが明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領」したものとは取り扱わず、支配下に置いた日を「支払期日」の起算日とはしない。ただし、3条書面に明記された納期日において、親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該期日に給付を受領したものとして、「支払期日」の起算日とする。

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「3下請代金の減額」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

³¹ 公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」45頁（令和元年11月）によると、以下のように記載されている。

● 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合がある。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうかが明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、親事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、3条書面に記載した納期において、当該情報成果物が親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

同じく運用基準では、「想定される違反事例行為」として、放送日を支払起算日とすることによる支払遅延の違反行為事例が以下のように挙げられている。

第4 親事業者の禁止行為

2 支払遅延

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

2-5 放送日を支払起算日とする支払制度を採用したことによる支払遅延

- (1) 親事業者は、放送番組の制作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採用しているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後60日を超えて下請代金を支払っていた。
- (2) 親事業者は、毎月1本ずつ放送される放送番組の作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して下請代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての下請代金が納入後60日を超えて支払われていた。

(出典) 公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「2 支払遅延」より

<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

(2) 下請代金の支払い方法の考え方

ア 基本的な考え方

下請法又は下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」(平成28年経済産業省告示第290号。以下「振興基準」という。)では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。

イ 支払手形について

手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。平成28年12月に発出された「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日中小企業庁長官・公正取引委員会事務総長)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするように定められているので、留意が必要である。

<問題となり得る取引事例>

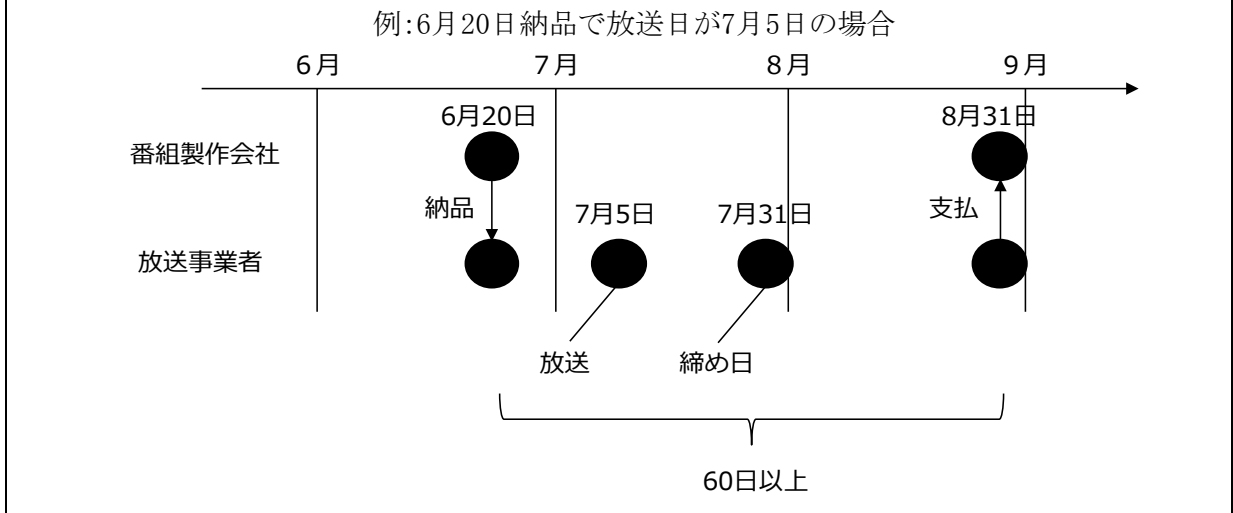
①A製作会社とB局が番組制作委託契約を結び、製作会社が番組の納入を行った。

B局では、通常、支払について「放送日起算」としており、製作会社は、当該番組の放送後、局に対して請求書を送付しなければならない。通常早ければその月内に支払われるが、放送が当初の予定日より遅れるなどして、納入日と放送日が1か月程度開くことがあり、その場合は、受領日から60日を過ぎて支払われる場合が時々あった。

②会社の規定に基づき「放送日起算」で月末締め、翌月末支払いで支払った。

C局では、通常、支払について「放送日起算」で月末締め、翌月払いとしている。製作会社が月末納品で翌月上旬放送の番組を納品した場合は、受領日から60日を過ぎて支払われる。例えば、

番組制作会社がC局に6月20日納品し、C局の放送日が7月5日の場合には、支払いが8月31日になり、60日を超えてしまう。

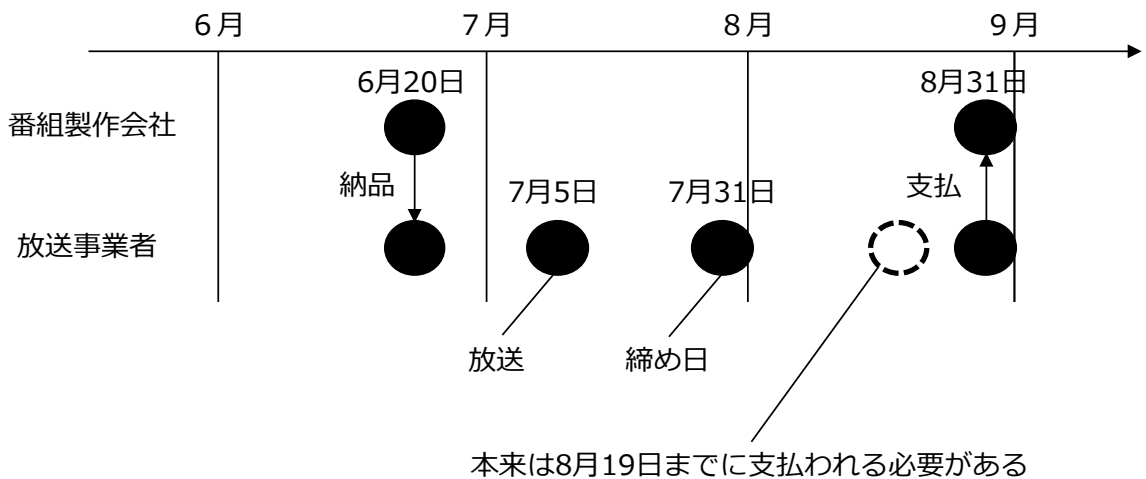


事例①では、B局は「放送日」を起算とする支払制度をとっており、かつ放送が予定日より遅れ、納入された日と放送日の間隔が開くことにより、受領後 60 日を超えて支払が行われる場合は、下請法違反となる。

なお、「請求書払い」も支払遅延の要因の一つであると考えられ、「請求書」の有無に関係なく、親事業者は、受領日から 60 日以内に支払う必要がある。

事例②では、C局は「放送日」を起算とし、月末締め・翌月末支払いする制度をとっている。月末納品で翌月上旬放送の場合、その放送日から翌月末払いになるため、納品時点からみて翌々月末払いとなる。受領後 60 日を超えて支払が行われる場合は、下請法違反となる。例えば、6 月 20 日に納品した場合には、6 月 20 日から 60 日以内であるため 8 月 19 日までに支払う必要がある。

本来支払われるべき時期について
(例：6月20日納品で放送日が7月5日の場合)



(参考)

○下請法

(下請代金の支払期日)

第2条の2 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

(親事業者の遵守事項)

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

※「製造委託等」:この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

<望ましいと考えられる事例>

- ① A局では、放送番組製作委託契約について、支払期日を「放送日」起算で処理していたが、下請法改正後、「受領日から60日以内」を遵守するため、「納入日」起算に変更した。納入された翌月初に会計処理がなされ、当該月中に支払が行われるようにしている。
- ② B局では、「放送日の翌月支払」としていたが、納入日を起算日にすることに改め、「当月末締め、翌月末現金払い」とした。
- ③ C局では、製作費の支払時期について、求めがあれば、費用の一部前払いができるように契約書の条項に盛り込んでいる。実際、製作・取材過程で支払った実績もある。
- ④ D局では、放送番組の発注の際、製作会社に、番組製作費の一部を前払いするよう努めている。
- ⑤ E製作会社では、親事業者が放送番組(情報成果物)を受領した後、速やかに請求書を送付するようにしている。